

## 産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を除く）許可申請手続きの概要

### (1) 許可の申請先

（特別管理）産業廃棄物の収集運搬を行う場合は、その区域（積卸しを行う場所）を管轄する都道府県知事（法第24条の2に基づく政令で定める市にあっては当該市長）へ申請を行い、許可を受けなければなりません。

※法第24条の2に基づく政令で定める市は次のとおりです。

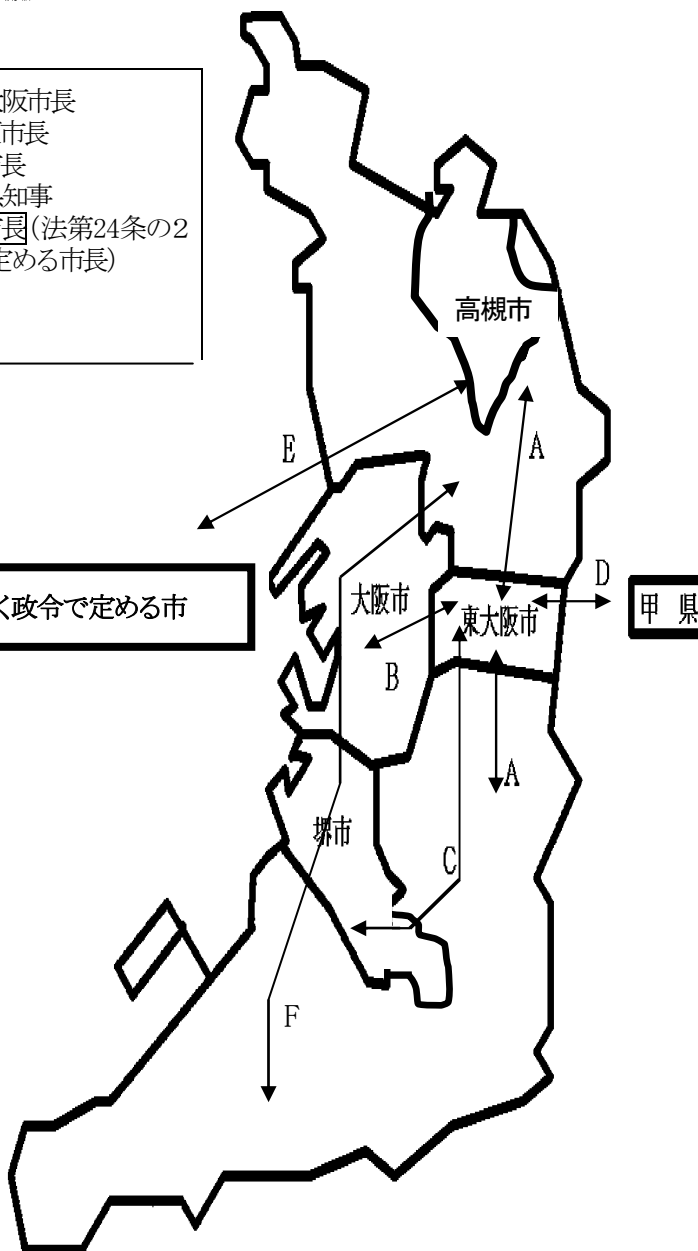
（平成20年4月1日現在）

大阪府域	他 道 府 県						
・大阪市	・旭川市	・札幌市	・函館市	・仙台市	・千葉市	・横浜市	・川崎市
・堺市	・横須賀市	・新潟市	・金沢市	・岐阜市	・静岡市	・浜松市	・名古屋市
・東大阪市	・京都市	・神戸市	・姫路市	・尼崎市	・和歌山市	・広島市	・呉市
・高槻市	・下関市	・北九州市	・福岡市	・大牟田市	・長崎市	・佐世保市	・熊本市
	・鹿児島市	・岡山市	・宇都宮市	・富山市	・秋田市	・郡山市	・大分市
	・松山市	・豊田市	・福山市	・高知市	・宮崎市	・いわき市	・長野市
	・豊橋市	・高松市	・相模原市	・西宮市	・倉敷市	・さいたま市	・奈良市
	・川越市	・船橋市	・岡崎市	・青森市	・盛岡市	・柏市	・久留米市

※許可の申請先(例)

Aの場合は、大阪府知事と東大阪市長  
 Bの場合は、大阪市長と東大阪市長  
 Cの場合は、堺市長と東大阪市長  
 Dの場合は、東大阪市長と甲県知事  
 Eの場合は、高槻市長と乙市長(法第24条の2に基づく政令で定める市長)  
 Fの場合は、大阪府知事のみ

乙市 法第24条の2に基づく政令で定める市



## (2) 許可申請書の提出

ア 許可申請書に必要な事項を記入例に従って記入し、必要な添付書類〔許可申請に必要な書類一覧を参照〕を**順番にそろえて**提出してください。

イ 提出部数

- ・ 正本1部・副本（正本のコピー可）1部の計2部
- ・ 副本は、正本と同じものを**順番にそろえて**提出してください。  
（不備な場合は、申請を受付できない場合があります。）  
なお、副本は、審査結果の交付時にお渡しします。
- ・ 追加書類の提出が必要となった場合も、必ず、正副2部提出してください。
- ・ 内容についてお問い合わせする場合がありますので、申請書の「控え」を別途備えておいてください。

ウ 許可申請手数料及び納金方法

（平成20年4月1日現在）

業種	新規許可申請	更新許可申請	変更許可申請
産業廃棄物収集運搬業	81,000円	73,000円	71,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業	81,000円	74,000円	72,000円

- (納金方法)
- ・ 大阪府—————大阪府証紙
  - ・ 大阪市—————現金
  - ・ 堺市・東大阪市・高槻市——現金・小切手

**注) 申請を取り下げる場合、手数料はお返できません。**

エ 同時申請について

申請書を1つの行政庁に対し同時に2つ以上提出する場合（例えば、更新許可と変更許可を同時申請）、重複する書類を省略することができます。その場合は「同時申請に関する申立書」を添付してください。

オ 先行許可について

先行許可証（規則第9条の2第5項又は第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 **無** の許可証）の原本を提示し、その写しを添付していただいた場合には、住民票等と登記されていないことの証明書、株主や出資者が法人である場合の登記簿謄本（登記事項証明書）を省略することができます。申請書提出時に申し出てください。

この場合、申請書の第2面及び第3面の役員等の氏名、生年月日、住所、本籍地を正確に記載していただかなければ、改めて住民票等を取り寄せていただくなど、審査日数に時間がかかる場合があります。また、申請者が法人の場合、申請者自身の登記簿謄本（登記事項証明書）は省略できません。

カ 郵送での受付

許可申請は、郵送での受付はできません。

## (3) 審査

- 許可申請の内容が許可の要件に適合しているかどうかについて書類審査を行います。また、審査の段階で書類等の不備があれば補正を求め、必要に応じ申請内容を現地確認することがあります。
- なお、法第23条の3及び法第23条の5の規定により、申請者ならびに法定代理人、申請者の役員、株主、出資者及び政令で定める使用人が法第14条第5項第2号及び第14条の4第5項第2号（いわゆる欠格要件）に該当しないことを、警察本部、地方検察庁、及び本籍地市(区)町村等関係行政機関に問い合わせ確認することをご了解ください。

**※審査の結果、許可申請内容が許可の要件に適合しないと判断される場合、不許可になります。この場合、申請手数料はお返できません。**

## (4) 許可証の交付

審査の結果、許可申請内容が許可の要件に適合しているときは、申請書の副本（写し）を添えて許可証を交付します。また、許可証の郵送を希望される方は、申請書提出時にその旨をお伝えください。着払いで郵送いたします。